

11/10
13:00
～15:00

NPO法人 設立講座

NPO法人設立の基礎から
申請の手順までご説明です。

- 法人の基礎知識
法人の種類や目的など
- NPO法人の定義
法人の要件

※講師： 藤田真由

参加費：無料



2024
11/19
14:00
～15:00

NPO法人の 事務手続き講座

NPO法人の事務手続きから
法人の申請書類の作成方法
までご説明いたします。

- 法人の基礎知識
法人の種類や目的など
- NPO法人の定義
法人の要件

※講師： 藤田真由

参加費：無料



12/20
14:00
～15:00

NPOの はじめかた

法人とは何か、NPOとは
何か、NPOの定義、NPOの
種類、NPOの申請書類の
作成方法など。

- 法人の基礎知識
法人の種類や目的など
- NPO法人の定義
法人の要件

※講師： 藤田真由

参加費：無料



最新法律改正に関するお知らせ

◎よりやすくなる・節税できる

NPO法人の法人税・法人住民税に有利な改正
が実施されています。法人税・法人住民税の
負担が軽減されます。

◎より便利になる

法人の登記・法人の設立・法人の
申請書類の作成がより簡単になります。

法人の申請書類の作成がより簡単
になります。

法人の申請書類の作成がより簡単
になります。

本センターは、NPO法人の活動の場として、またNPO法人のサポートセンターとして

まつやまNPOサポートセンター

Tel 089-943-5790

Fax 089-943-5790

E-mail: info@npo-center.jp

HP: <http://www.npo-center.jp/>

Web: <https://blog.npo-center.jp/>

所在地：〒852-0054 広島県三原市三原1-1-1

※本センターは、NPO法人の活動の場として、またNPO法人のサポートセンターとして



サポセンだより

〒852-0054 広島県三原市三原1-1-1
support@npo-center.jp

◎ 特集

2024年11月からはじめます！
フリーランス・事業者間
取引適正化等法について

2024
秋号



11

フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

12

フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

13

フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要



2024年11月からはじまります！ フリーランス・事業者間 取引適正化等法について

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスや個人事業主を雇用する人が増えています。特に最近の働き手はバリエーションが広がり、フリーランスや個人事業主の働き方にも変化が起きている。

この取組は、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」(以下、「フリーランス法」)が中心です。フリーランスの働き手と雇用者との関係が強化されて、2024年11月から施行されます。

その内容は、フリーランスと事業者間の取引に、「取引の適正化」(以下「適正化」)の観点から、個人事業者の働き方に関する規定を強化しています。

ここで注目しているポイントは、個人事業者にはPCやスマホなどの端末がなくてもOKです。

そのほか、雇用者に対する働き手へのサポート、フリーランス法の趣意について詳しくご紹介しています。



フリーランス法の対象となる事業者

フリーランス

【個人事業主(個人型事業者)】
個人事業主の働き手である事業者で、以下(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

- ① 個人として、就業先を問わずに業務を行うもの(個人事業主)
- ② 個人として、就業先を問わずに業務を行うが、個人事業主として扱われるもの

※ ただし、業務上の関係が個人と個人との関係と認められる場合は、労働基準法が適用される。



個人事業者

【個人型事業者】
フリーランス(個人事業主)と個人事業主(フリーランス)とは異なり、個人事業主とする事業者がある形式。

【個人事業主型事業者】
フリーランス(個人事業主)と個人事業主(フリーランス)とは異なり、個人事業主とする事業者がある形式。

- ① 個人として就業先を雇用するもの
- ② 個人として、就業先を雇用し、個人事業主として扱われるもの(個人事業主型事業者)



フリーランス法の対象となる業務 (適用範囲)

個人事業主を雇う事業者の業務に個人事業者は、特定の条件を満たし、労働法を適用して、労働の標準、労働時間等の労働条件は適用されず適用します。

この点には、適用一貫性を確保し、個人事業者がフリーランスに雇用する全ての労働者が対象となります。



個人事業者の義務に禁止行為

フリーランス法は、個人事業者の就業条件を、労働者の権利などに従って、フリーランスへの義務を禁止する規定を以下のように規定しています。

- ① **就業時間による取引(条件)の明示義務 (第5条)**
就業時間を行う場合は、法による規定以外の取引条件を明示的に就業先に明示します。
- ② **雇主に依る労働時間規制 (第4条)**
就業時間を規制する規定から労働時間を基準とした労働時間規制を明示し、就業先に明示します。
- ③ **個人事業者の禁止行為 (第6条) ①**
1か月以上の就業期間について、法によって規定された禁止行為を行うことはできません。
- ④ **就業時間の明示義務 (第12条)**
フリーランス(個人事業主)と個人事業主(フリーランス)とは異なり、個人事業主として扱われる場合は、個人事業主として扱われる場合と異なり、就業時間を明示し、就業先に明示します。
- ⑤ **労務管理と労働の対立に対する配慮義務 (第13条) ①**
1か月以上の就業期間の場合、フリーランス(個人事業主)と個人事業主(フリーランス)とは異なり、個人事業主として扱われる場合は、個人事業主として扱われる場合と異なり、就業時間を明示し、就業先に明示します。
- ⑥ **バリエーション制度に係る体制整備義務 (第14条)**
フリーランスに対するバリエーション制度に対し、2年以上の労働期間の労働者に対する義務があります。
- ⑦ **労働時間等の事前予告・理由開示義務 (第14条) ①**
1か月以上の就業期間の場合、事前予告は原則として就業先に明示し、フリーランス(個人事業主)と個人事業主(フリーランス)とは異なり、個人事業主として扱われる場合は、個人事業主として扱われる場合と異なり、就業時間を明示し、就業先に明示します。



※ ①～⑦は個人事業主と個人事業主(フリーランス)との関係と禁止行為

同日会場には併せて実施しました「研修への事前講座」「国公立大学青年交流の窓口の役割」「市民の役割」に
関してご説明いたします。

インターンでは、市民活動グループ、NPO、地域団体、学校、行政、企業等への事前説明、市民活動、社会参
画などに関する市民活動実践研修を受け付けています。また、NPOとのインターンや市民活動の参加を通して市民の役割を体
験していただきます。ご興味のある方は、インターンまでお問い合わせください。

お問い合わせ先(市民活動実践研修)

市庁市民活動サポートセンター 電話：088-844-3100 Email: jg@npo.or.jp

研修への出前講座

011 出前講座 中学生と市民インターンコース-交流会

国公立大学を中心に、研修の事前についての出
前講座を行いました。

国公立では、NPOに訪れる研修の重要性、施設
利用、施設主催の申込みなどご説明し、後半で
は、国公立の市民活動実践研修への取り組み、現
状説明資料の記入するワークシートを行いました。

この講話により、研修参加者の理解が深まる
市民活動が中心となりました。



国公立大学青年交流の窓口の役割

012 国公立大学青年交流の窓口の役割 市民活動実践研修事前研修

国公立大学青年交流の窓口の役割で、市民活
動をより理解し、参加体験を促しました。
市民活動の重要性、国公立の取り組みとインター
ンや市民活動実践研修の重要性、国公立の取組
を講じて、参加者へ子どもたちの参加の重要性を
説明しています。

講話では、国公立の取り組みと重要性、そ
の中心となった市民活動の重要性が研修参加者の参
与の重要性が中心となりました。



市との連携

013 国公立大学インターン受け入れ

国公立大学インターンとして、国公立大学を受け入
れました。国公立の基本制度、国公立の役割や活
動、国公立市民活動実践研修の重要性について国公立
の取り組みの重要性、そして国公立の取組
についてご説明を行いました。

国公立の取組の重要性が、国公立の取組
の重要性が中心となりました。国公立の
国公立の取組の重要性が中心となりました。



014 国公立市民活動実践研修 事前研修

市民活動実践研修を受けた市民活動実践研修
の重要性が中心となりました。国公立の取組
の重要性が中心となりました。国公立の取組
の重要性が中心となりました。

国公立の取組の重要性が、国公立の取組
の重要性が中心となりました。国公立の
国公立の取組の重要性が中心となりました。



015 中学生職場体験学習受け入れ

市民活動実践研修を受けた中学生職場体験
受け入れ、国公立の基本制度や市民活動実践研修
についてご説明を行いました。

国公立の取組、国公立の取組の重要性が
国公立の取組の重要性が中心となりました。
国公立の取組の重要性が中心となりました。

この講話を通じて、NPOの取組の重要性が
国公立の取組の重要性が中心となりました。

